

2008年日米投資イニシアティブ報告書の概要について

平成20年7月3日
経済産業省

7月3日、経済産業省と米国国務省は、福田総理及びブッシュ大統領両首脳のために準備した「2008年日米投資イニシアティブ報告書」を公表した。

経緯

2001年6月、小泉総理(当時)とブッシュ大統領は「成長のための日米経済パートナーシップ」において、投資環境を改善する方策について意見交換する場として日米投資イニシアティブを設置。

2007年～2008年のイニシアティブでは、2007年10月及び2008年3月にワーキンググループ会合を開催。両国政府は、外国直接投資促進政策に関する幅広い議論を通じ、両国及び第三国におけるオープンな投資の枠組みを継続して発展させる重要性を再確認。

本イニシアティブでは、外国直接投資に関する理解の促進及び投資機会に関する情報提供を行うためのプログラムを実施しており、2007年9月には大阪で日米投資交流セミナーを開催、10月にはワシントン D.C.及びマイアミで対日投資シンポジウムを開催。2008年10月には、静岡及びシカゴにおいて、対日投資セミナー及び対日投資シンポジウムの開催を計画。

日米における外国直接投資の状況

2007年末残高は、前年から2.3兆円の大幅増加(過去5年で最大)で、15.1兆円となった。また、M & Aも件数が1985年以降最大、金額は前年の3.6倍と大幅増加。福田政権は、引き続き、対日直接投資を促進している。本年1月のダボス会議での講演においては、福田総理は対日投資等の市場開放努力を一層進め、日本を世界と共に成長する国にしていくことを表明。「2010年に対日直接投資残高を対GDP比で倍増となる5%程度」との目標(2006年設定)の達成を目指している。

本年1月、在日米国商工会議所会頭や欧州ビジネス協会会長等外資企業の代表も委員として参加する対日投資有識者会議を設置。同会議は、5月に対日投資の抜本的拡大に向けた5つの提言をとりまとめ、経済財政諮問会議へ提出した。同提言

の内容は、経済財政諮問会議が6月に策定した「経済成長戦略」、同月に閣議決定された「基本方針 2008」において、対日直接投資加速プログラムの改定等と共に、新たな対日投資促進策として盛り込まれた。

米国において外資は国内経済に大きく貢献。外国企業による雇用は510万人、経済規模は米国の民間部門GDPの約5.6%を担っており、このうち日本企業は61万人の雇用とGDPの約1%を占める。

ブッシュ大統領は、本年5月、開かれた経済、貿易・投資へのコミットの継続を再確認し、他国と開かれた投資政策と投資の保護で協力する旨のステートメントを発表。また、商務省及び財務省は、対内投資促進のイニシアティブを発表。

・本年の日米投資イニシアティブにおける議論

外国直接投資促進に向けた政策

- ・ 両国政府は、投資保護主義への懸念を共有するとともに、投資コミュニティの信頼を維持する重要性につき確認した。
- ・ 日本政府は、対日直接投資の着実な増加を説明するとともに、福田総理のダボス会議における講演や対日投資有識者会議の活動等を紹介し、対日投資促進にむけた日本の姿勢は不変である旨説明。
- ・ 米国政府より、日本の政府高官が、日本の投資促進政策を公に示すべきとの指摘があり、日本政府は、セミナー等を通じて日本を魅力的な投資国と見せるような取組を継続する旨説明。

対内投資規制制度に関する情報交換

- ・ 日本政府は、対日直接投資促進に積極的に取り組む一方、2007年9月、外国為替及び外国貿易法(外為法)を改正し、安全保障上の観点から、特定の業種に対する対内直接投資について、事前届出の対象とした旨説明。
- ・ 米国政府は、2007年7月に成立した外国投資及び国家安全保障法(FINSA)に関して、引き続き米国への外国直接投資を歓迎すること及び対米外国投資委員会(CFIUS)の説明。
- ・ 両国政府は、予見可能性、安定性、適正手続といった基本的原則を共有していることを確認し、今後も投資規制の具体的な運用につき情報交換していくことを確認。

これまでの両国関心事項

< 国境を越えたM & A >

- ・ 日本政府は2007年5月の三角合併に関する会社法の規定の施行に当たり、三角合併の決議要件に関する法務省の関係規定には改正を加えず、これまで同様の特別決議を三角合併の決議要件とする一方、株主保護の観点から合併等の対価に関

する消滅会社等の開示義務を拡充するための法務省令の関係規定を改正。

- ・ 米国政府は、企業価値研究会が、買収防衛策の導入の増加が与える対日投資への影響について研究するよう求めた。これに対し、企業価値研究会は買収防衛策の在り方に関する報告書を取りまとめ。

< 教育 >

- ・ 米国政府は、外国大学日本校の設立について、引き続き関心を持っており、日本政府から、テンプル大学ジャパンの学校法人設立、大学設置に向けた相談に真摯に対応していることを説明。米国政府はこのような進展を評価。

< 労働法制 >

- ・ 米国政府は、労働市場における柔軟性を増大させることが急激な人口動勢の変化に対応する最善の方法として、ホワイトカラーエグゼンプションの導入、確定拠出年金制度の見直し、解雇紛争の金銭的解決の導入につき指摘。
- ・ 日本政府は、事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度の在り方、確定拠出年金制度、解雇紛争の金銭的解決の導入について、引き続き検討を行っていくことを説明。

< 査証その他の領事事項 >

- ・ 日本政府は、米国内でのビザ更新手続再開、Eビザの米国近隣国での手続の実施検討、日本国内でのビザ発給米国公館の拡大等、これまで要望してきた事項の進捗状況について説明を求めた。
- ・ 米国政府は、ビザ取得手続において義務づけられている面接手続について、2006年4月に始まった札幌と同じシステムで、2007年5月から福岡領事館での手続を再開したことを説明。

< 貨物のセキュリティ >

- ・ 日本政府は、2007年7月に成立した「9.11委員会勧告実施法」が、米国向け海上コンテナ貨物の100%検査を要求していることへの懸念を改めて表明。
- ・ さらに、現存の24時間ルールに加え、新たに検討されている「10+2」ルールに関し、実際の導入に当たっては、円滑な物流が阻害されないような形でセキュリティを向上させることが重要との考えを表明。
- ・ 米国政府は、「安全かつ円滑な貿易」スタディ・グループの活動のひとつとして、2007年11月に行われた日本政府及び産業団体との会合について説明。「10+2」ルールについては、現実的な仕組みとなるようパブリックコメントに寄せられた意見を最大限尊重すると説明。

投資協定に関する情報交換

- ・ 両国政府は、ビジネス環境のグローバルな発展のための方策に関する協力が必要との考えを共有。2007年2月に投資専門家会合を開催し、日米双方が同様のアプローチを有することを確認。
- ・ この会合の結果を受けて、今次ラウンドにおいては、第三国との投資協定に関し情報交換を行い、BRICs諸国、特に中国へのアプローチについて深い関心を表明。今後も情報交換を続けていくことを確認。
- ・ 日本政府は、EPAに加え、二国間投資協定(BIT)も積極的に推進してきており、2008年6月にBITに関する政策を発表。同政策は、同月に閣議決定された基本方針2008にも盛り込まれた。この政策を実現するため、相手国・地域をより戦略的な優先順位で検討していく。

投資環境改善に関する産業界との議論

民間が投資環境改善のために何を望んでいるのかを把握するために、2007年5月及び10月に日米ビジネス界との会合を開催し、幅広く意見を聴取した。今後も、民間部門との交流を図りながら、両国の投資環境改善のための方策に関する研究を続けていくことで合意。

結論

日米双方における一層の投資環境改善、対内直接投資の果たす役割の理解促進に向けた本イニシアティブの活動は定着。

両国政府は両国内及び第三国におけるオープンな投資の枠組みを継続して発展させる重要性を再確認。

日本においては、2010年に対日直接投資残高を対GDP比で倍増となる5%程度にするという政府目標の達成を目指しており、現在、対日直接投資残高の着実な増加をもたらしている。

福田総理のダボス会議における講演や、経済成長戦略でも示されているとおり、日本政府は対内直接投資の促進にこれまで以上に取り組んでいく方針である。

新しいアプローチとして日米ビジネス関係者との意見交換会を開催し、両国のビジネス投資環境整備について幅広く意見聴取。

本イニシアティブは、両首脳のリーダーシップの下、日米双方において更なる投資環境の改善に向けた取り組みを継続する。

< 参考 >

対日投資シンポジウム、セミナー

- ・ 日米投資イニシアティブにおける対外広報プログラムとして、2007年9月に大阪市において日米投資交流セミナー、2007年10月にワシントン D.C.およびマイアミにおいて対日投資シンポジウムを開催。
- ・ 各国において、約 200 名から 300 名の参加者を得て、日本の投資環境を訴えるとともに、様々な意見交換を通じて日米間の相互理解を促進する機会となった。

最近の米国企業による進出事例

- ・ JETROの対日投資・ビジネスサポートセンターの支援を受けた米国企業の対日投資事例を紹介。